

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定に向けたアンケート
調査結果 報告書
【概要版】

令和6年8月

横浜市こども青少年局こども家庭課

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市のひとり親家庭の生活実態や福祉施策等に対する意見などの把握のため

(2) 調査期間・方法

令和6年1月24日から2月5日まで郵送配布・郵送回収又は横浜市電子申請システム回答により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から同一世帯上、配偶者がなく、子の年齢が20歳未満を含む世帯で、母子又は父子世帯と思われる世帯を無作為抽出。(その他の家族がいる場合を含む。)

	今回（令和5年度）			〈参考〉前回（平成29年度）		
	調査票送付数	回収数	回収率	調査票送付数	回収数	回収率
母子家庭	2,900	646	22.3%	2,600	736	28.3%
父子家庭	1,100	201	18.3%	1,000	245	24.5%
合計	4,000	847	21.2%	3,600	981	27.3%

2 結果の概要

() 内は、平成29年度調査

		全体	母子家庭	父子家庭
1 ひとり親 になった理由	離別	73.8% (73.9%)	77.2% (77.0%)	62.7% (64.5%)
	死別	14.4% (15.4%)	9.1% (10.2%)	31.3% (31.0%)
	未婚	6.6% (5.7%)	8.5% (7.5%)	0.5% (0.4%)
	別居、その他	5.2% (5.0%)	5.1% (5.3%)	5.5% (4.1%)
2 住居の状 況	賃貸住宅	40.5% (41.7%)	<u>44.4% (46.8%)</u>	28.4% (27.0%)
	持ち家	33.2% (28.5%)	26.3% (21.6%)	<u>55.2% (49.4%)</u>
	本人以外の名 義の持ち家	23.7% (23.8%)	26.5% (25.4%)	14.9% (18.8%)
	会社の社宅 等、その他	2.5% (5.9%)	2.8% (6.2%)	1.5% (4.8%)
	1か月あたり の住居費	8.6万円 (7.4万 円)	<u>7.9万円 (6.7万 円)</u>	<u>10.5万円 (9.2万 円)</u>
3 平均年間世帯総収入 (※ 1)	473万円 (432万 円)	<u>401万円 (361万 円)</u>	<u>694万円 (643万 円)</u>	
4 平均年間就労収入※ (※ 1)	413万円 (379万 円)	<u>329万円 (295万 円)</u>	<u>661万円 (615万 円)</u>	
5 就業率	90.6% (87.1%)	89.8% (86.3%)	93.0% (89.4%)	

6 就業形態	正社員・正規職員	57.4% (50.1%)	51.6% (44.6%)	75.4% (66.2%)
	パート・アルバイト	22.9% (26.5%)	<u>29.1% (34.6%)</u>	3.7% (2.7%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	6.6% (8.7%)	7.9% (9.0%)	2.7% (7.8%)
	人材派遣会社の派遣社員	2.5% (3.9%)	2.9% (5.0%)	1.1% (0.5%)
	自営業主（商店主・農業など）	5.6% (7.1%)	4.8% (5.0%)	8.0% (13.2%)
	会社などの役員	3.3% (2.5%)	1.7% (0.5%)	8.0% (8.2%)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.2%)	1.5% (1.3%)	0.5% (1.4%)
7 平均就業時間		33 時間 (35 時間)	32 時間 (33 時間)	37 時間 (41 時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事 (事務的な仕事)	事務的な仕事 (事務的な仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)
	上位 2 位	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	専門知識・技術を いかした仕事(専 門知識・技術をい かした仕事)	管理的な仕事 (管理的な仕事)
	上位 3 位	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	営業・販売の仕事 (サービスの仕 事・資格なし)	事務的な仕事 (建設の仕事)
9 養育費	取り決め率	49.3% (44.6%)	<u>52.3% (47.2%)</u>	<u>36.3% (34.3%)</u>
	受領率 (※ 2)	44.3% (38.6%)	<u>51.8% (45.5%)</u>	<u>12.3% (11.9%)</u>
	1 か月あたり の受領額 (※ 2)	6.0 万円(5.5 万 円)	6.3 万円 (5.8 万 円)	2.4 万円 (2.3 万 円)
10 親子交流	取り決め率	33.8% (31.6%)	<u>32.7% (30.4%)</u>	<u>38.4% (36.1%)</u>
	実施率 (※ 2)	64.4% (59.2%)	<u>62.2% (58.3%)</u>	<u>73.9% (62.7%)</u>

※ 1 総支給額

※ 2 過去に受領または実施していた場合を含む。

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

- ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は89.8%（前回：86.3%）、父子家庭の就業率は93.0%（前回：89.4%）となっており、前回調査より、さらに高くなっています。



現在の就業の有無（問6）

- 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が51.6%（前回：44.6%）となっていますが、「パート・アルバイト」も29.1%（前回：34.6%）を占める一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が75.4%（前回：66.2%）となっています。また、母子家庭と比べ、「自営業主」8.0%（前回：13.2%）や「会社などの役員」8.0%（前回：8.2%）の割合が高くなっています。

	全体 (n=767)	母子家庭 (n=580)	父子家庭 (n=187)
正社員・正規職員	57.4%	51.6%	75.4%
嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	6.6%	7.9%	2.7%
パート・アルバイト	22.9%	29.1%	3.7%
人材派遣会社の派遣社員	2.5%	2.9%	1.1%
自営業主 (商店主・農業など)	5.6%	4.8%	8.0%
自家営業の手伝い	0.3%	0.3%	0.0%
会社などの役員	3.3%	1.7%	8.0%
その他	1.0%	1.2%	0.5%
無回答	0.4%	0.3%	0.5%

就業形態（問7）

- 年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は473万（前回：432万）円ですが、母子家庭のみでは約5割が400万円未満となっています。母子家庭の平均収入は401万円（前回：361万円）、父子家庭の平均収入694万円（前回：643万円）で、いずれも前回調査から増加しています。

また、令和5年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は813万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、本市の母子家庭は329万円、父子家庭は660万円となっていて、母子家庭が非常に低く、父子家庭も低いことが分かります。

- 在宅での仕事について全体で見ると、71.2%が「在宅での仕事はしていない」としている。一方、父子家庭では「新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、在宅で仕事をするように勤務先から指示があった」が20.3%、「新型コロナウイルス感染症が流行する以前から在宅で仕事をしている」が10.2%にのぼり、母子家庭より高くなっている。

	全体 (n=767)	母子家庭 (n=580)	父子家庭 (n=187)
新型コロナウイルス感染症が流行する以前から在宅で仕事をしている	5.2%	3.6%	10.2%
新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに在宅で仕事をするように勤務先から指示があった	11.7%	9.0%	20.3%
新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに在宅での仕事を自分で始めた	1.6%	1.6%	1.6%
新型コロナウイルス感染症の影響ではない理由で在宅での仕事を自分で始めた	1.8%	2.2%	0.5%
在宅での仕事はしていない	71.2%	74.3%	61.5%
その他	1.7%	2.1%	0.5%
無回答	6.8%	7.2%	5.3%

在宅での仕事（問10）

イ 住居について

イ 住居について

- 母子家庭は44.4%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は70.1%が持家に住んでいます。

	全体 (n=847)	母子家庭 (n=646)	父子家庭 (n=201)
あなた名義の持ち家 (一戸建・マンション)	33.2%	26.3%	55.2%
あなた以外の名義の持ち家 (一戸建・マンション)	23.7%	26.5%	14.9%
民間の賃貸住宅 (一戸建・マンション等)	33.3%	36.5%	22.9%
市営・県営住宅	4.5%	5.1%	2.5%
公団住宅 (都市再生機構 (UR) 等)	2.8%	2.8%	3.0%
会社の社宅・公務員住宅等	0.6%	0.6%	0.5%
その他	1.3%	1.4%	1.0%
無回答	0.6%	0.8%	0.0%

現在の住居の状況（問4）

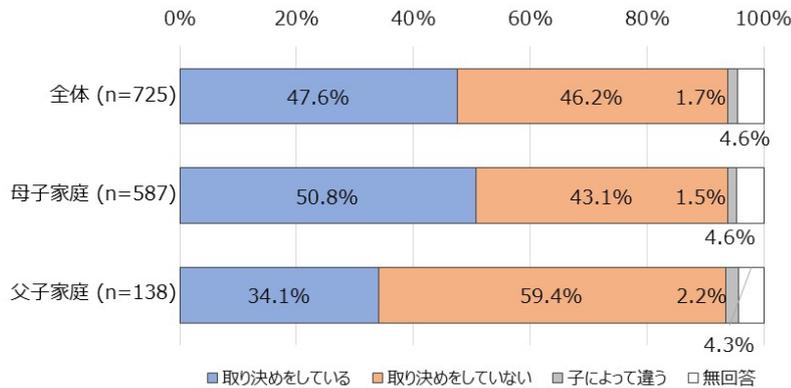
- 住居費については全体で69.3%が負担しており、母子家庭の平均住居費は7.9万円、父子家庭の平均住居費は10.5万円となっています。

	全体 (n=587)	母子家庭 (n=430)	父子家庭 (n=157)
1万円未満	1.9%	1.6%	2.5%
1～3万円未満	3.4%	4.0%	1.9%
3～5万円未満	9.9%	11.4%	5.7%
5～8万円未満	29.6%	34.7%	15.9%
8～10万円未満	20.3%	19.3%	22.9%
10～15万円未満	22.7%	18.8%	33.1%
15～20万円未満	5.5%	3.0%	12.1%
20万円以上	1.9%	1.4%	3.2%
無回答	4.9%	5.8%	2.5%
平均値	85,963円	78,951円	104,525円
中央値	80,000円	74,686円	99,000円

負担している住居費（問4 - (2)）

ウ 養育費について

○ 養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は49.3%（前回：44.6%）で、前回調査より上回っています。養育費の受領状況については、「現在も受けている」が30.9%（前回：27.0%）、「受けたことがあるが現在は受けていない」が13.4%（前回：11.6%）となっています。



養育費の取り決めについて（問34）

○ 養育費の受領額については、全体平均は月額6.0万円ですが、母子家庭では月額6.3万円、父子家庭は月額2.4万円となっています。

○ 養育費の取り決めをしていない理由について全体で見ると、「相手と関わりたくないから」が40.6%で多く、次いで「相手に支払う意思がないと思ったから」（36.9%）、「相手に支払う能力がないと思ったから」（33.4%）となっている。

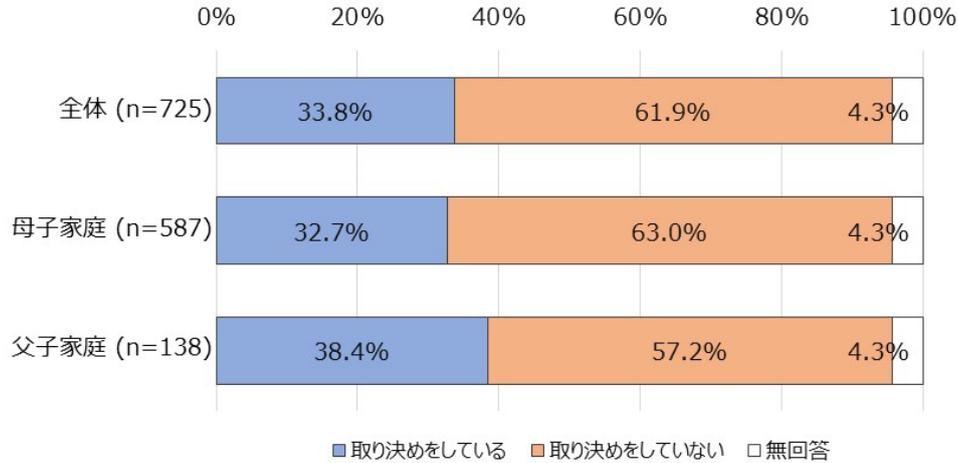
	全体 (n=347)	母子家庭 (n=262)	父子家庭 (n=85)
相手と関わりたくないから	40.6%	42.0%	36.5%
相手に支払う意思がないと思ったから	36.9%	35.9%	40.0%
相手に支払う能力がないと思ったから	33.4%	33.6%	32.9%
取り決めの交渉がわずらわしいから	17.0%	16.4%	18.8%
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	12.4%	14.5%	5.9%
相手から身体的・精神的暴力を受けていたから	11.0%	13.4%	3.5%
自分の収入等で経済的に問題ないから	7.2%	4.6%	15.3%
現在交渉中又は今後交渉予定であるから	6.1%	5.7%	7.1%
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから	4.0%	2.3%	9.4%
相手に養育費を請求できることを知らなかったから	0.9%	0.8%	1.2%
その他	11.0%	11.8%	8.2%

※項目は全体で高い順で並べ替え

養育費の取り決めをしていない理由（問34-（3））

エ 親子交流について

- 親子交流について取り決めている世帯は61.9%（前回：62.7%）です。親子交流の取り決めている理由は、「相手と関わり合いたくないから」が32.1%と母子家庭・父子家庭ともに最も多く、次いで「取り決めたしなくても交流できるから」が27.6%と多くなっています。



親子交流の取り決めについて（問36）

- 親子交流の取り決めている理由について全体で見ると、「相手と関わりたくないから」が32.1%で最も多く、次いで「取り決めたしなくても交流できるから」（27.6%）、「子どもが会いたがらないから」（20.7%）となっている。

	全体 (n=449)	母子家庭 (n=370)	父子家庭 (n=79)
相手と関わりたくないから	32.1%	31.4%	35.4%
取り決めたしなくても交流できるから	27.6%	27.6%	27.8%
子どもが会いたがらないから	20.7%	19.7%	25.3%
相手が親子交流を希望しないから	19.8%	22.7%	6.3%
相手が養育費を支払わない 又は支払えないから	13.1%	14.6%	6.3%
親子交流をすることが 子どものためにならないと思うから	12.5%	11.6%	16.5%
相手から身体的・精神的暴力が あったから	12.0%	13.0%	7.6%
取り決めた交渉がわずらわしいから	10.9%	11.1%	10.1%
子どもの連れ去りや虐待の 可能性があるから	7.3%	7.8%	5.1%
子どもへの虐待があったから	5.6%	5.7%	5.1%
取り決めた交渉をしたが まとまらなかったから	4.7%	4.9%	3.8%
親族が反対しているから	2.9%	2.7%	3.8%
現在交渉中又は 今後交渉予定であるから	2.0%	2.4%	0.0%
その他	13.1%	12.4%	16.5%

※項目は全体で高い順で並べ替え

親子交流の取り決めている理由（問 36-（3））

(2) 子どもについて悩んでいること

- 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの将来について（進学、受験、就職）」が最も多く、次いで「子どもの生活習慣や生活態度について」、「子どもの日常の学習について」が多くなっています。

全体（合算）	1～5人目の 合計数	全体（n=1,347）				
子どもの教育やしつけについて	393	271	96			
子どもの生活習慣や生活態度について	474	317	129			
子どもの親との接し方について （接する時間、態度）	285	194	72			
子どもの日常の学習について	466	332	110			
子どもの将来について （進学、受験、就職）	740	488	200			
子どもの家庭外での生活について （学校、友人関係、問題行動）	312	204	85			
子どもの発育について （食事量、身体面、精神面、持病、障害等）	338	237	83			
その他	56	36	18			
特に悩みはない	253	148	83			

子どもについて悩んでいること（問26）

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

○ ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.4%（前回：57.6%）で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」が47.1%（前回：38.9%）となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭は「生活費が不足している」の割合が高く、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、41.6%（前回：39.6%）と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。一方、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは46.0%、調査回答時点は23.4%、父子家庭では、ひとり親になったときは50.7%、調査回答時点では26.4%と時間の経過により減少する傾向があります。

		全体 (n=847)	母子家庭 (n=646)	父子家庭 (n=201)
住居について	保証人がいないため住宅がかりにくい	11.2%	13.8%	3.0%
	抽選に当たらず公営住宅に入居できない	9.1%	10.8%	3.5%
	ひとり親世帯という理由だけで賃貸住宅に入居しにくい	10.2%	13.0%	1.0%
	条件にあった住宅が見つからない	15.0%	18.4%	4.0%
	住居について－その他	18.5%	18.3%	19.4%
仕事について	就職先がきまらない	14.4%	18.0%	3.0%
	就業に関する相談先情報入手先がわからない	7.2%	8.0%	4.5%
	仕事について－その他	22.0%	21.4%	23.9%
	生活費が不足している	59.4%	64.7%	42.3%
	家計について－その他	9.3%	9.0%	10.4%
家事について	炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない	47.1%	46.0%	50.7%
	家事について－その他	10.6%	11.8%	7.0%
家族関係などについて	子に対して、ひとり親家庭になった理由の説明が難しい	23.0%	24.1%	19.4%
	思春期を迎えた異性の子どもとうまく接することができない	9.0%	8.0%	11.9%
	再婚したいが相手と知り合う機会がない	15.6%	13.3%	22.9%
	再婚したいが、子の理解を得られない（得られなさそう）	6.8%	5.7%	10.4%
	家族関係などについて－その他	13.8%	15.5%	8.5%

ひとり親世帯になった頃に困ったこと（問38）

		全体 (n=847)	母子家庭 (n=646)	父子家庭 (n=201)
住居について	保証人がいないため住宅がかりにくい	3.4%	4.3%	0.5%
	抽選に当たらず公営住宅に入居できない	3.1%	3.6%	1.5%
	ひとり親世帯という理由だけで賃貸住宅に入居しにくい	3.4%	4.3%	0.5%
	条件にあった住宅が見つからない	6.8%	8.5%	1.5%
	住居について－その他	2.7%	3.1%	1.5%
仕事について	就職先がきまらない	3.8%	3.9%	3.5%
	就業に関する相談先情報入手先がわからない	1.8%	2.2%	0.5%
	仕事について－その他	6.6%	6.8%	6.0%
	生活費が不足している	41.6%	45.4%	29.4%
	家計について－その他	7.7%	9.0%	3.5%
家事について	炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない	24.1%	23.4%	26.4%
	家事について－その他	3.1%	2.9%	3.5%
家族関係などについて	子に対して、ひとり親家庭になった理由の説明が難しい	8.4%	9.1%	6.0%
	思春期を迎えた異性の子どもとうまく接することができない	5.0%	4.3%	7.0%
	再婚したいが相手と知り合う機会がない	10.4%	8.8%	15.4%
	再婚したいが、子の理解を得られない(得られなさそう)	4.5%	3.6%	7.5%
	家族関係などについて－その他	7.2%	7.7%	5.5%

現在困っていること (問38-(2))

(4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「児童扶養手当」(85.8%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(73.7%)、の認知度は高くなっています。
- 「セーフティネット住宅」(10.3%)、「思春期・接続期支援事業(中学1年生への家庭教師派遣)」(7.9%)、「養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金」(7.2%)、「ひとり親の親講座」(5.3%)、「父子交流事業(シングルファザーのしゃべり場)」(5.4%)、「夜間電話相談」(6.7%)の認知度は低くなっています。

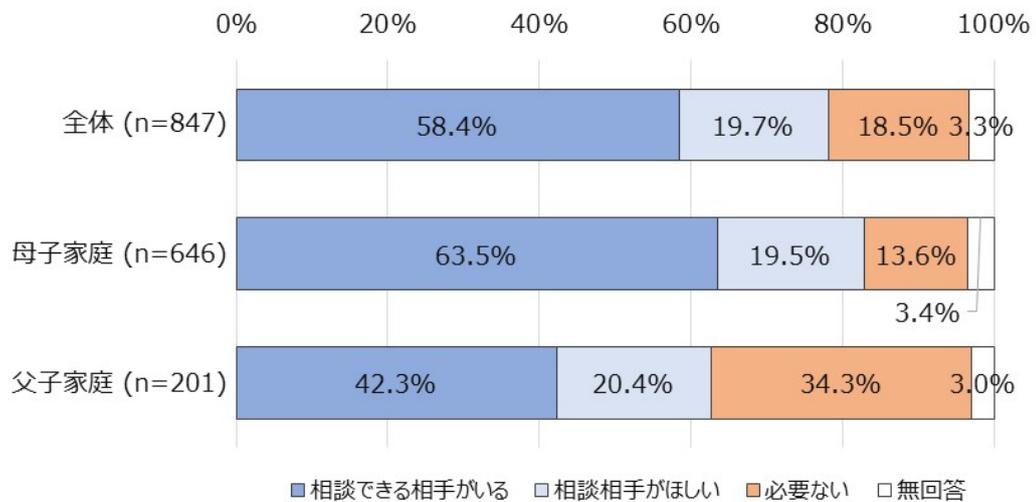
	認知			利用状況				
	知っていた	知らなかった	無回答	利用している/したことがある	今後利用したい	今後も利用するつもりはない	無回答	
ひとり親サポートよこはま	41.9%	57.1%	0.9%	13.9%	35.4%	43.6%	7.1%	
マザーズハロワーク	34.7%	64.1%	1.2%	12.2%	20.9%	58.4%	8.5%	
区役所のジョブスポット	15.1%	83.7%	1.2%	7.6%	26.1%	57.0%	9.3%	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	35.9%	63.0%	1.1%	6.3%	26.9%	57.5%	9.3%	
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	28.3%	70.1%	1.5%	4.1%	34.2%	52.5%	9.1%	
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金	24.1%	74.5%	1.4%	3.5%	29.6%	57.7%	9.1%	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	16.8%	81.6%	1.7%	0.5%	16.9%	73.4%	9.2%	
高等職業訓練促進貸付金・住宅支援資金貸付	16.6%	81.9%	1.4%	0.6%	26.7%	62.9%	9.8%	
セーフティネット住宅	10.3%	88.0%	1.8%	0.5%	24.7%	65.5%	9.3%	
母子生活支援施設	24.4%	73.7%	1.9%	1.4%	18.2%	70.2%	10.2%	
児童扶養手当		85.8%	13.5%	0.7%	58.7%	18.3%	17.4%	5.7%
ひとり親家庭等医療費助成		73.7%	25.4%	0.9%	55.0%	22.7%	16.4%	5.9%
母子父子寡婦福祉資金の貸付	31.8%	67.2%	1.1%	3.0%	30.1%	57.6%	9.3%	
ひとり親世帯フードサポート事業(ばくサポ)	21.0%	77.6%	1.4%	7.1%	33.1%	51.2%	8.6%	
家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣(日常生活支援事業)	20.5%	77.9%	1.5%	1.7%	26.0%	63.2%	9.2%	
思春期・接続期支援事業(中学1年生への家庭教師派遣)	7.9%	90.4%	1.7%	1.2%	31.4%	58.1%	9.3%	
養育費取り決め文書作成、養育費保証契約締結への補助金	7.2%	91.4%	1.4%	1.2%	21.8%	67.5%	9.4%	
養育費セミナー	11.2%	86.8%	2.0%	1.7%	19.8%	68.8%	9.7%	
ひとり親の親講座	5.3%	92.8%	1.9%	0.4%	23.0%	66.9%	9.7%	
父子交流事業(シングルファザーのしゃべり場)	5.4%	91.7%	2.8%	0.1%	10.2%	79.3%	10.4%	
夜間電話相談	6.7%	91.7%	1.5%	0.6%	26.3%	63.3%	9.8%	
無料法律相談	19.2%	79.2%	1.5%	5.3%	37.5%	48.2%	9.0%	

福祉制度の認知状況、利用状況(全体)(問17)

- 福祉制度を知った方法については、「ひとり親家庭のしおり」(25.7%)、「区役所の相談窓口」(24.0%)、「横浜市のホームページ」(5.6%)といった行政の広報が多くなっています。
- 「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費助成」を利用出来なかった理由を全体で見ると、「収入要件等のために利用できなかったから」が8割前後を占めています。その他の制度については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が多くなっています。

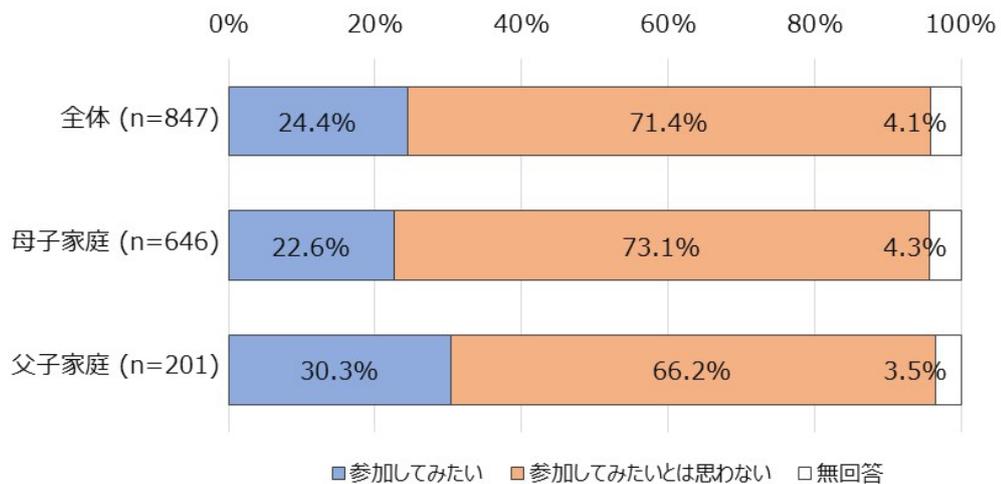
(5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は63.5%（前回：74.9%）、父子家庭は42.3%（前回：49.8%）となっています。相談相手が欲しい母子家庭は19.5%（前回：12.6%）、父子家庭は20.4%（前回：20.4%）となっています。



相談相手の有無（問39・複数回答）

- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.6%（前回：22.3%）、父子家庭は30.3%（前回：29.4%）と、父子家庭の方が高くなっています。



交流イベントやサークル活動への参加意向（問40）

(6) 主な自由意見（困っていること、悩んでいること、ご意見、要望等）について

母子家庭では、主に金銭面に関する不安や要望、自身やこどもの持病や不登校による不安が多かった。また、特に小学生以降の早朝夜間時間帯、土日、学級閉鎖時の預かり先等を求める声が多かった。

父子家庭では、収入制限があり、児童扶養手当等の支援が受けられないことに対するご意見が多かった。また、相談先の充実や、ひとり親家庭同士の交流会を求める声が多かった。

ア 困っていることや悩んでいること

【母子家庭】

- ・児童扶養手当対象だと医療費無料、乗車券配布、水道減免等の支援があるが、対象外になった途端に手当もなく、全ての支援が無くなり、かなりの生活困窮になった。所得制限のせいで低収入のまま居る人が多いと思う。頑張って子供との時間を削って収入増やしても手当等支援が無くなり困窮するなら手当を選ぶ。所得制限をもっと引き上げて欲しい。物価があがっているのだから、収入を増やそうとするのは当たり前だと思う。
- ・今は親の介護と自分の病気のため、働けていないのですが、親が他界した後、親の年金がなくなり、生活が困窮しそうで不安です。今の状況でも少しでも就業したいのですが、時間の融通がきく仕事が見つからなくて悩んでいます。
- ・ひとり親でも「重度の障害を持つひとり親」の困りごとやニーズは全く違うので、相談する人と場所がとても限定されている。子供達が特別支援学校を卒業すると児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当などがなくなるので私としては就労したい。しかし最重度の息子を通所先に送迎、更に放課後デイサービスが使えなくなるので働ける時間がとても限られている。とても不安。
- ・とにかく働いてばかりで子供との時間もおろか、自分の時間もない。親と同居となり親の稼ぎとの合算で年収が高くなったことで支援がもらえなくなったが、親に金銭的支援をしてもらっているわけではないため、出費は変わらず困っている。何故同居しているだけで、全てを一世代としての収入とされてしまうのかがわからない。親子であっても金銭面や家庭での役割がしっかり分かれている家庭もあるため精査して欲しい。
- ・物価があがって生活が苦しい。子供が塾に通いたいと言っているが余裕がなく通わせてあげられなくて辛い。頑張っても税金が増えてしまって結局手元に残らない。
- ・離婚を成立させたいができていないため、長い間実質ひとり親家庭だが公的には何の支援も得ていない。法的に取り決めたこともないため、法律上の配偶者が死亡したり連絡先を知らせなかったり養育費の支払いをやめてしまえば、困窮が極まるので不安。収入を増やしたいが、無理な働き方で増やしたくはないため、その方法がわからず困っている。支援の条件を一律に「離婚していること」に絞らず、各ひとり親家庭の実情に合った公的サポートが得られると嬉しい。
- ・ひとり親だから必死に仕事をしているが、共働き家庭と同等の収入は得られないため、収入制限で援助がなくなるのは不公平さを感じる。
- ・在宅ワークであれば残業もできるため、収入を増やせると考えています。
- ・ひとり親だから、パワハラをしてもいいと思われている。精神的に追い込まれ過ぎた為、鬱状態になってしまった。

- ・相手から養育費は支払われなくなったが関わりたくないのも何も行動を起こしていません。今後も私自身は関わりたくないですが、将来相手が死んだ時に子供に対しての相続がどうなるのかが不安です。

【父子家庭】

- ・所得制限でサポートを受けられないのが残念です。
- ・シングルマザーの方も大変と思いますが、シングルファザーは、周りに相談できる人も少なく、仕事、家事、育児、すべて本当に苦しいです。
- ・同居の親と子どもがうまくいかず、新しく住宅を探している。学校等を変えたくないし、親とも離れずに済む様に同地区で探しているがなかなか見つからない。
- ・子供の学校内での親との交流が煩わしい。ひとり親ということでもどうしても引け目を感じてしまう。
- ・男親に対する偏見、嫌がらせに困っています。男親は家事育児ができない、苦手、という前提で書かれたものや意見が多く、そうした偏見から離れられない相談員もおり、相談してもあまり役に立ちません。
- ・母子家庭や低所得の方向けの支援が多いように感じる。区役所に制度案内の一元的な窓口や専任の相談員などがあると良いと思う。ある程度の収入があることから生活費はなんとかなっているが、一方で仕事と家庭の両立（バランス取り）が難しく、キャリアは諦めた。現在両親のサポートがあるが高齢のため、介護と育児の両立ができるか将来に不安がある。また、突然の母親の死別の影響から、子供は福祉機関の支援を受けているが、しっかりとサポート頂き助かっている。

イ 要望

【母子家庭】

～金銭面～

- ・児童扶養手当の資格喪失に伴い、全て一気に援助を受けられなくなるのはとても大変なので、段階的なものにしてほしいです。
- ・家賃補助があればいい。横浜市は家賃が高い。他の自治体ではあるので、1万円でもいいから賃貸の場合は支援が欲しい。
- ・ずっと市営住宅に申し込みしているが全く当選しない。もっと住宅の数を増やしてほしい。
- ・子は今年高校生ですが 障害があるので普通高校は難しく、私立の通信高校です。普通高校よりお金がかかり、負担が多いです。学費もですが、高校の制服・学用品パソコンの補助金も考えて欲しいです。お金にあまり余裕がないので修学旅行やイベントは行けないと思います。
- ・高校時に予備校に通わせるための資金の貸付制度が知りたい。
- ・動物園、水族館などの入園料サービスも追加してほしい。

～相談先・相談等～

- ・子供が個別支援級に入っています。放デイも利用しています。障害児のひとり親の友達がいないので、そういう方とのコミュニケーションの場が欲しいです。
- ・有料でもメンタルケアをしてくれる、病院や場所を紹介してほしい。気持ちの浮き沈みが激しくコントロールが難しいときがある。心療内科の敷居は少し高く行きにくい。不登校の子供のための情報、相談など希望。

- ・収入もあり就労環境も恵まれている方だと思うが、片親だと子供の日常生活の世話が不十分だと思う時があります。そういったことを気軽に話せる人がいるとありがたいです。子供が小さな時に通った子育て支援センターは相談員の方と話すことができ、子育てのわからないことなどの相談に乗ってもらい、不安な気持ちを和らげることができました。
- ・弁護士会の有料相談を利用したので、弁護士の無料相談を早くに知りたかった。
- ・ひとり親世帯の支援策がわかりづらいです。
- ・不登校の子供の今後、今後の生活・仕事など、1か所で相談できる所を探しています。
- ・相談や申込み等、平日のみの受付だと仕事があり、行かれないので、土日も対応してほしい。

～その他の施策～

- ・小学校低学年でも日曜祝日預かってもらえる場所や学級閉鎖等の時に見てもらえる場所があったらいいと思います。
- ・面会交流実施場所を探している。現在は、未就園児なのでこっころ（保土ヶ谷区地域子育て支援拠点）を利用し、第三者の目があり、自分も待機する場所を設けてもらえる。安心できる状況で実施できているが、小学校以降の場所に困っている。小学生以降も子どもが安全に面会交流を実施できる環境の整備を要望する。
- ・早朝夜間時間帯の子育てサポートを安心してお願いできる環境があると、シングルマザーの仕事の確立に繋がりやすいと思います。
- ・時間は収入に限らず一律で足りないので、家事の負担軽減や日々の時間を捻出できるサポートが充実しているとありがたいです。
- ・病時保育の数が少なすぎる。病児保育を増設できないなら、企業に対し、子どもや自分の病気の時に有休を認める制度を義務付けて欲しい。

【父子家庭】

～金銭面～

- ・ひとり親のあらゆるサポートで所得制限があることにより、それを超えないように就労する人がいる。制限があることによりひとり親の自立を余計に妨げている。たくさん働いた人にも同じくサポートを受けられるようにしなければいつまでもひとり親の自立は確立されない。所得制限を早急に撤退すべきである。

～相談先・相談等～

- ・父子家庭において他の方がどのような生活、日常、仕事をされているか聞いてみたい。
- ・どのような援助制度があるのか、どこに相談すれば良いのか周知してほしい。
- ・シングルファザーがまだまだ珍しく、母子家庭へのサポートは充実している印象だが、父子家庭は充実していない印象です。市や区で父子家庭・母子家庭合同の交流会が盛んに行われると嬉しいです。学校についても父子家庭に配慮があったら助かるなど思います。
- ・こどもの教育の相談相手が欲しい

～その他の施策～

- ・収入に限らず様々な支援を増やしてほしい。
- ・中学の給食が始まってくれればありがたい。

ウ その他のご意見等

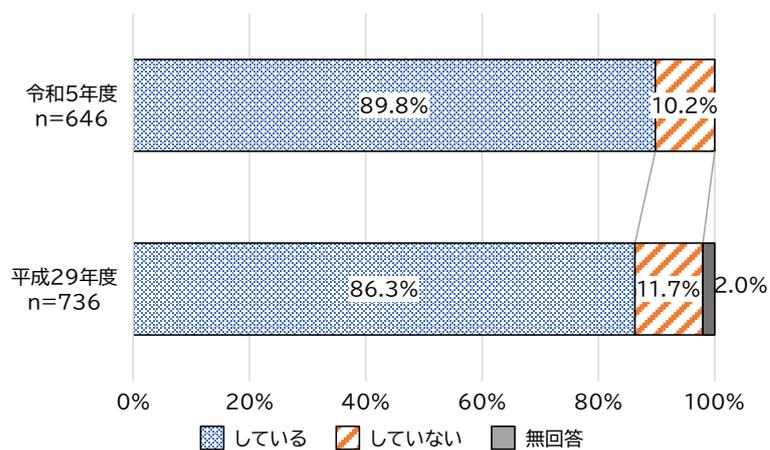
- 横浜市の24時間型緊急一時保育事業には本当に助けられました。この事業のおかげで、死別ひとり親・両家遠方・総合職という環境の中、キャリアチェンジに迫られることも年収を落とすこともなくこれました。本当に感謝しています。これから小学生になるとこの事業からは卒業しますが、これから出張や夜間の残業、会食時はどうしようかとは悩んでいます。
- 離婚後、IT系の国家資格を3つ取得したことで、仕事と収入が安定してきました。シングルマザーにとって技術力や資格は、家計を支えるための武器になると感じています。
- すでに離婚しているが、共同親権の制度が導入されることで、元夫から親権を要求されたり、再びDV、虐待につながるのではないかと心配である。
- 仕事が忙し過ぎて、子供と過ごす時間がない。その割に、適正な給料がもらえない。まともな休みが無い。転職したいが、年齢等により、面接まで辿り着けない。

<参考>平成29年度調査及び令和5年度調査の比較

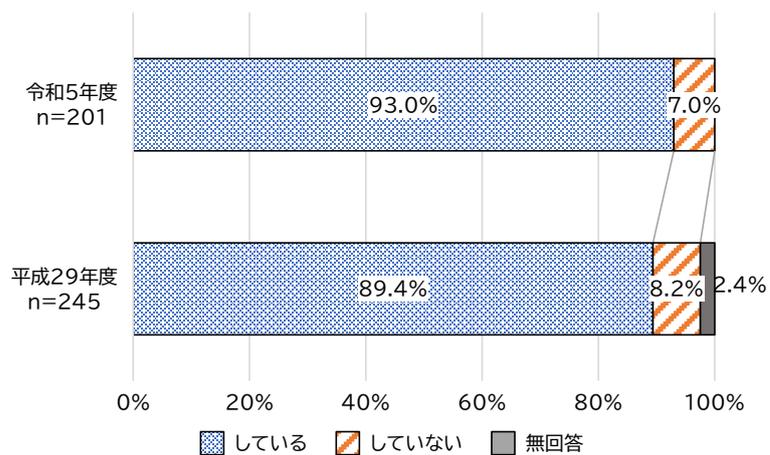
1 母子家庭及び父子家庭の就業率

- 令和5年度の母子家庭の就労率は89.8%で平成29年度に比べて3.5ポイント、父子家庭の就労率は93.0%で同じく3.6ポイント、それぞれ増加しています。

母子家庭



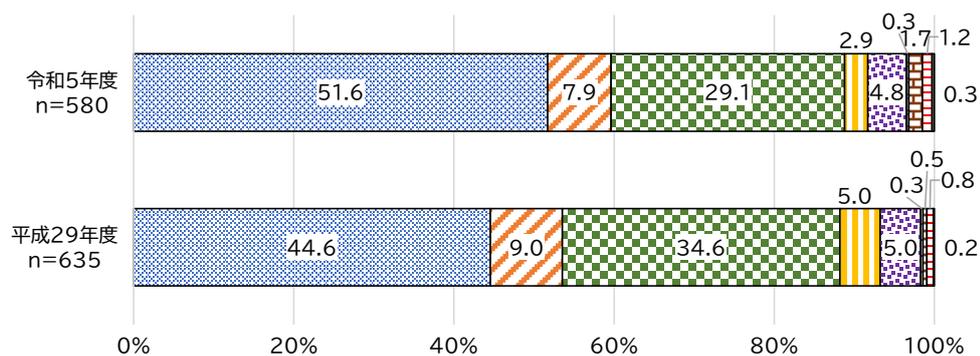
父子家庭



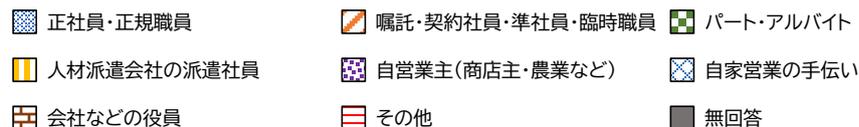
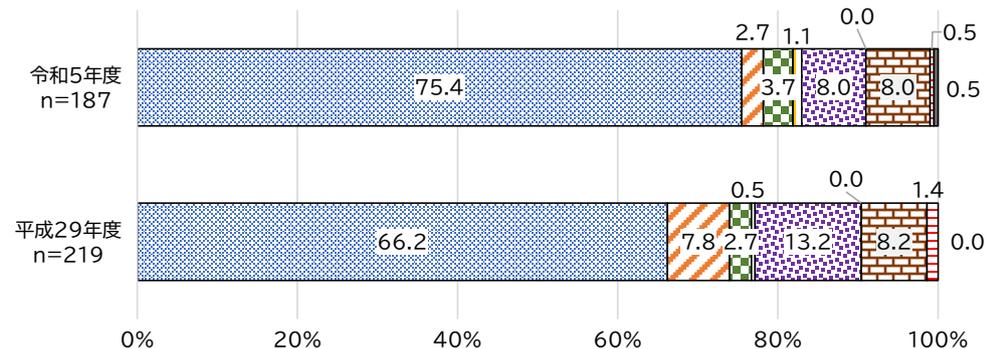
2 母子家庭及び父子家庭の就業形態

- 母子家庭・父子家庭とも正社員・正規職員の割合が増加している。母子家庭は正社員・正規職員が7.0ポイント増加し、パート・アルバイトは5.5ポイント減少しています。父子家庭では正社員・正規職員が9.2ポイント増加し、自営業主（商店主・農業など）が5.2ポイント、嘱託・契約社員・準社員・臨時職員が5.1ポイント減少しています。

母子家庭

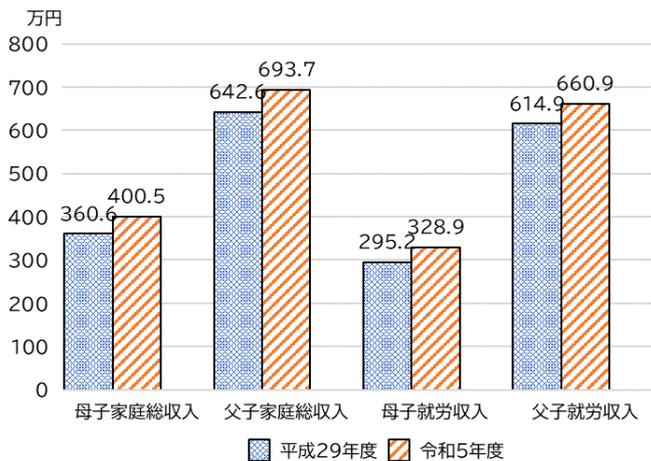


父子家庭

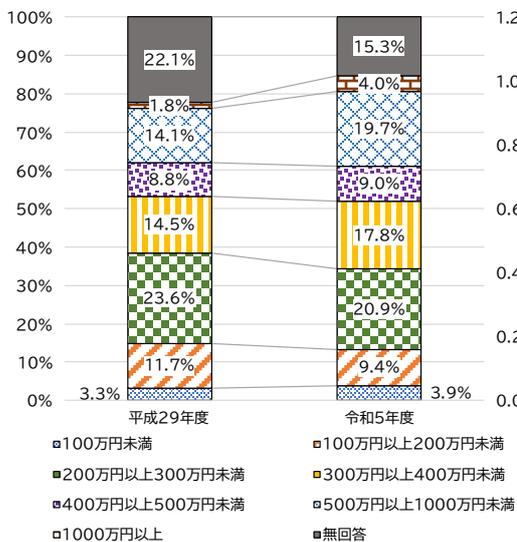


3 母子家庭及び父子家庭の年間の世帯総収入及び稼働収入（就労収入）

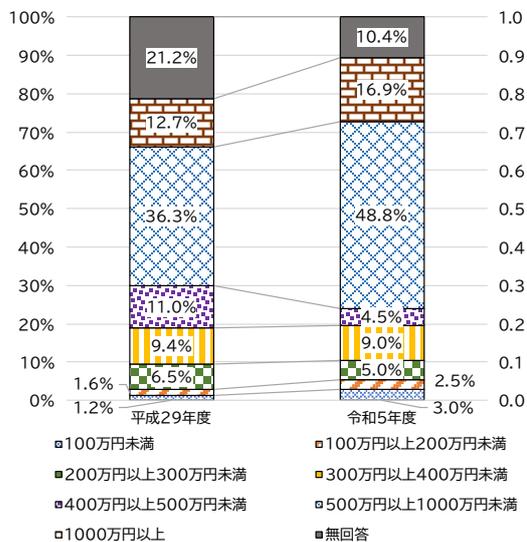
- 世帯総収入は、令和5年度では平成29年度に比べて母子家庭が40万円、父子家庭が51万円、就労収入は母子家庭が34万円、父子家庭は46万円の増加となっています。母子家庭の収入は父子家庭に比べて低く、特に就労収入では父子家庭が母子家庭の約2倍となっています。
- 世帯総収入の分布をみると、母子家庭では200万円以上300万円未満が最も多く、次いで500万円以上1000万円未満、父子家庭では500万円以上1000万円未満が最も多く、次いで1000万円以上となっています。



母子家庭



父子家庭

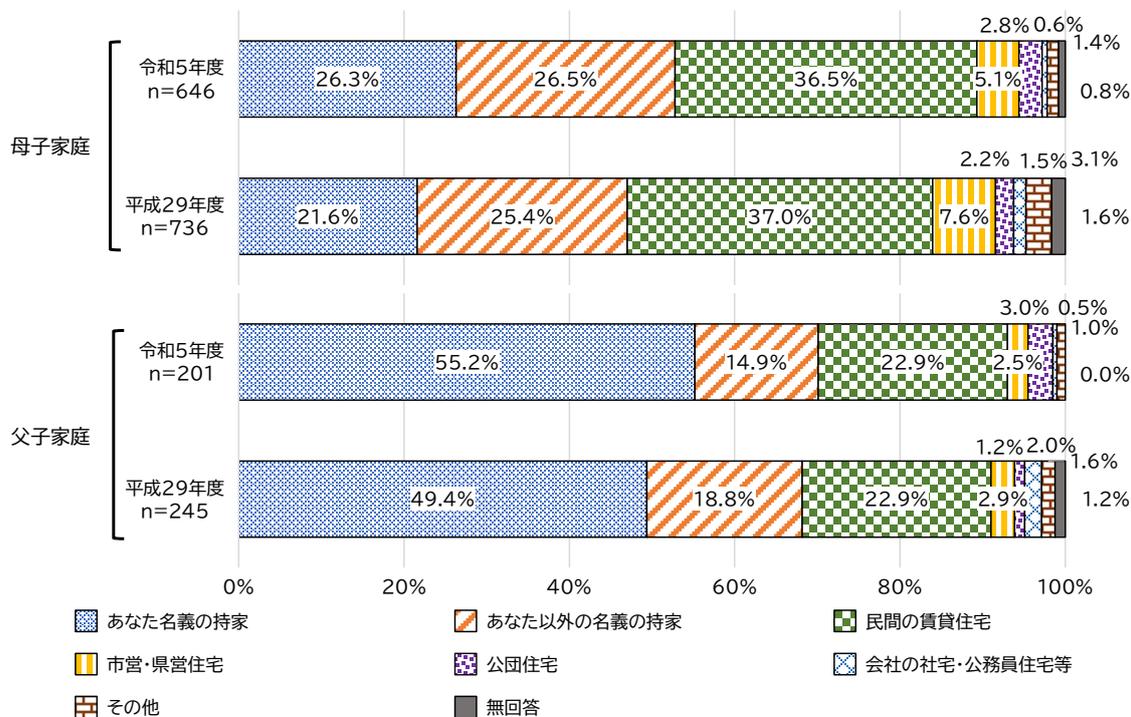


平成29年度： 母子家庭 n=736 父子家庭 n=245

令和5年度： 母子家庭 n=646 父子家庭 n=201

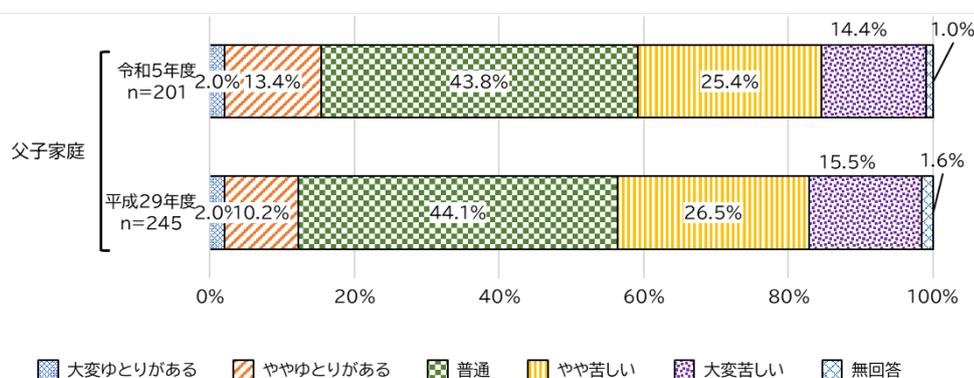
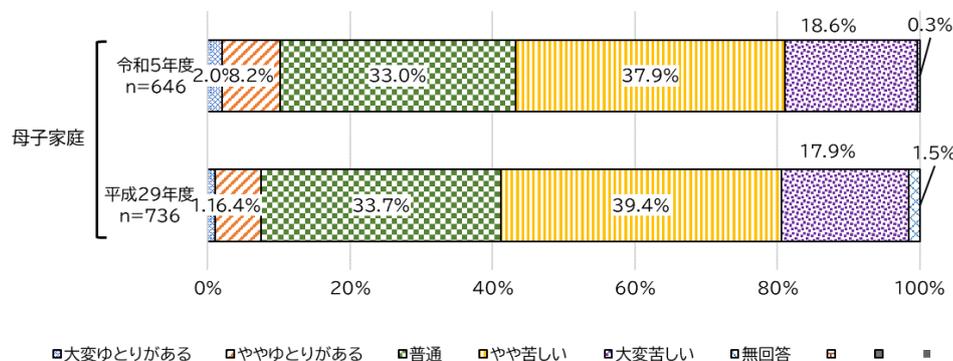
4 母子家庭及び父子家庭の住居の状況

- 母子家庭では「民間の賃貸住宅」が最も多く、次いで「あなた以外の名義の持家」となっています。父子家庭では「あなた名義の持家」が最も多く、次いで「民間の賃貸住宅」となっています。また、母子家庭・父子家庭とも「あなた名義の持家」の割合が平成29年度に比べて増加しています。



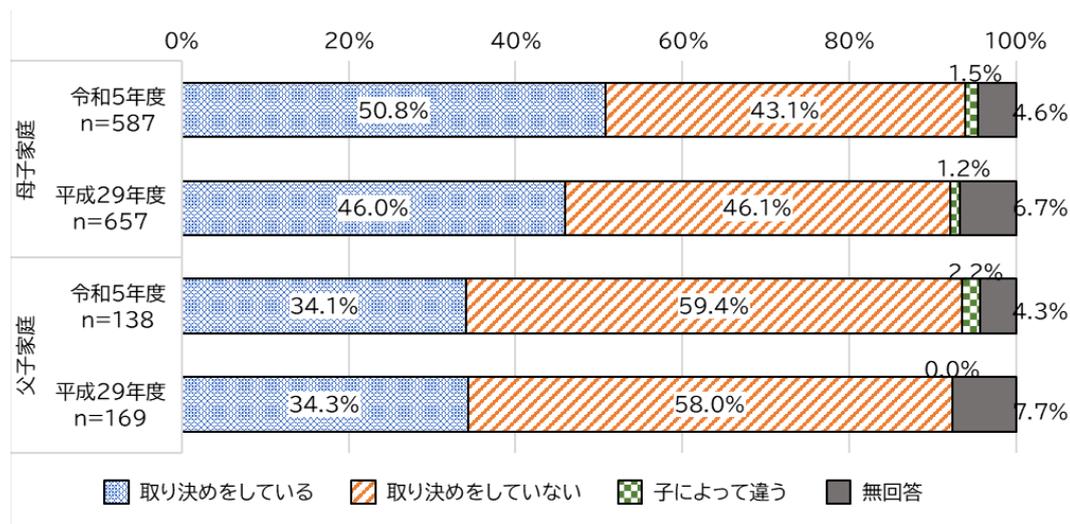
5 母子家庭及び父子家庭の暮らしについて

- 母子家庭では、苦しい層（やや苦しい+大変苦しい）が、令和5年度は56.5%、平成29年度は57.3%となっています。父子家庭では苦しい層（やや苦しい+大変苦しい）が令和5年度は39.8%、平成29年度は42.0%、となっており、傾向に大きな変化は見られないが、母子家庭、父子家庭ともに苦しい層は減少しています。



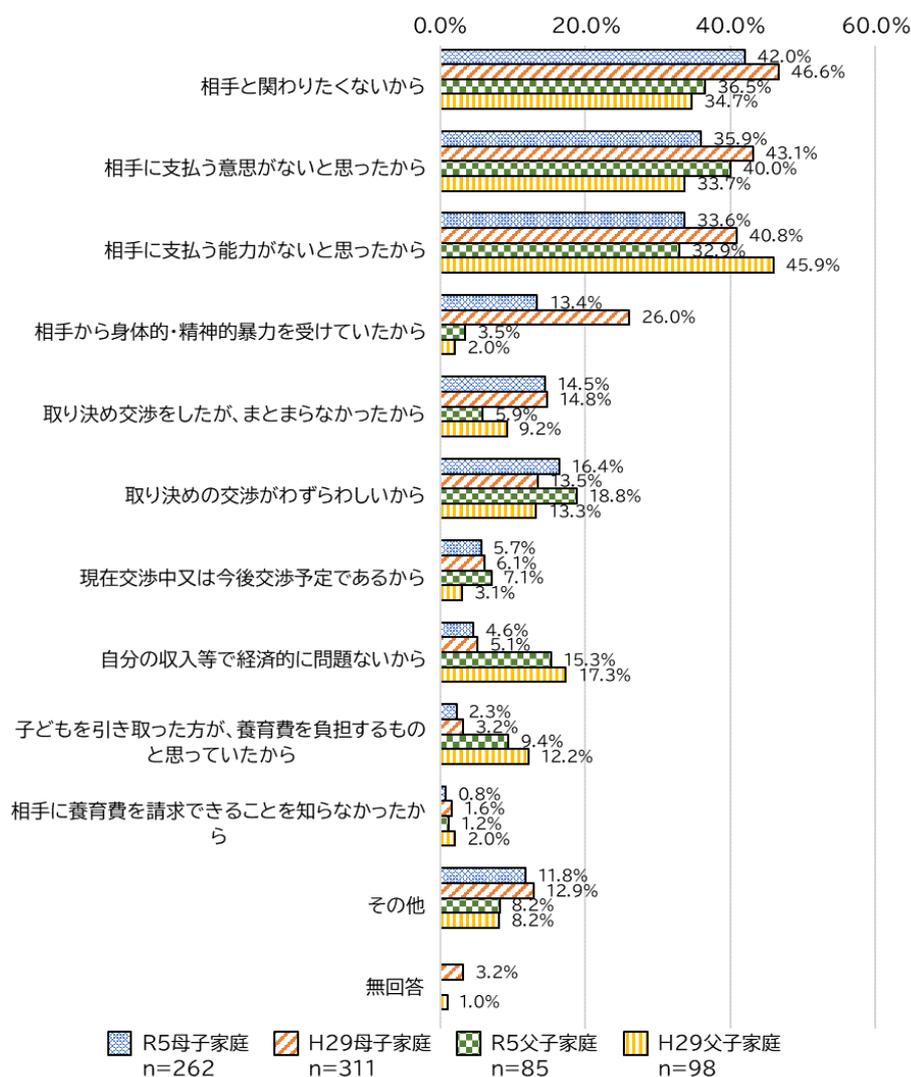
6 母子家庭及び父子家庭の暮らしについて

- 母子家庭では、平成29年度は「取り決めている」「していない」が拮抗していましたが、令和5年度では「取り決めている」が4.8ポイント増加しています。父子家庭では「取り決めている」が6割弱で、傾向に変化は見られません。



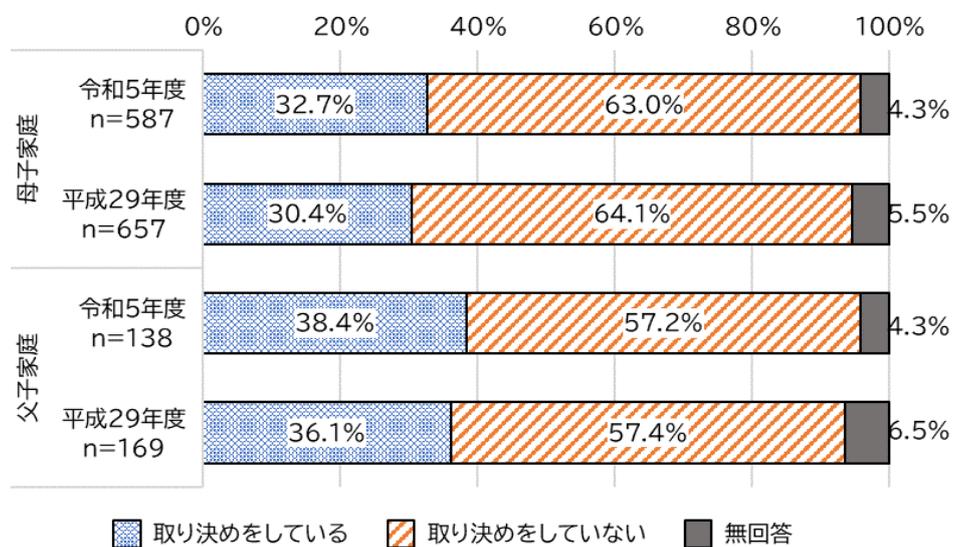
7 母子家庭及び父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

- 母子家庭では、「相手と関わりたくないから」が最も多く、以下「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手に支払う能力がないと思ったから」が上位3項目で、2回の調査で傾向に変化は見られません。また、平成29年度と比べて令和5年度では「相手から身体的・精神的暴力を受けていたから」が12.6ポイント低くなっています。
- 父子家庭では平成29年度は「相手に支払う能力がないと思ったから」が最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」「相手に支払う意思がないと思ったから」、令和5年度では「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手と関わりたくないから」「相手に支払う能力がないと思ったから」の順となっています。また、平成29年度と比べて令和5年度では「相手に支払う能力がないと思ったから」が13.0ポイント低くなっています。
- 令和5年度調査では、母子家庭は父子家庭に比べて「相手から身体的・精神的暴力を受けていたから」が9.9ポイント高く、父子家庭では「自分の収入等で経済的に問題ないから」が母子家庭より10.7ポイント高くなっています。



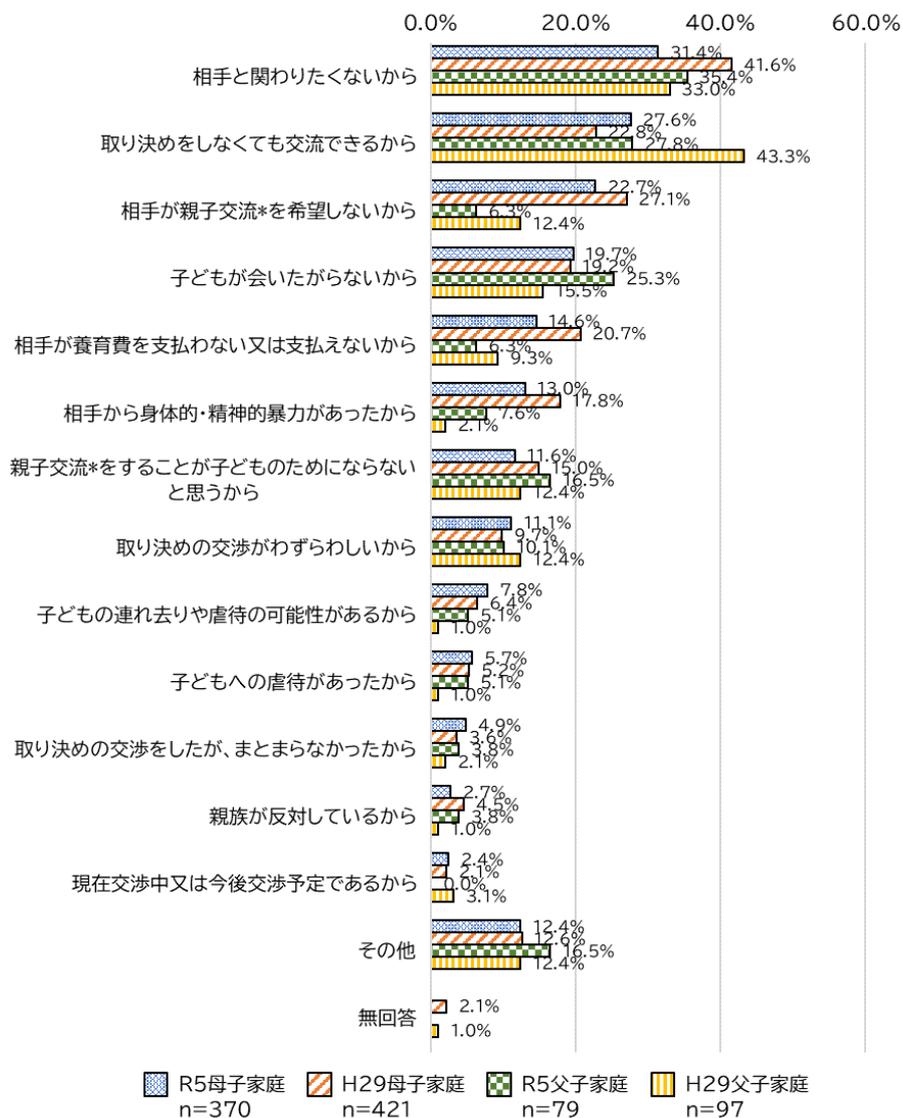
8 母子家庭及び父子家庭の親子交流の取り決めの有無

- 母子家庭・父子家庭とも、平成29年度に比べて「取り決めている」が2.3ポイント増加し、母子家庭では32.7%、父子家庭では38.4%が「取り決めている」と回答しています。



9 母子家庭及び父子家庭の親子交流の取り決めをしていない理由

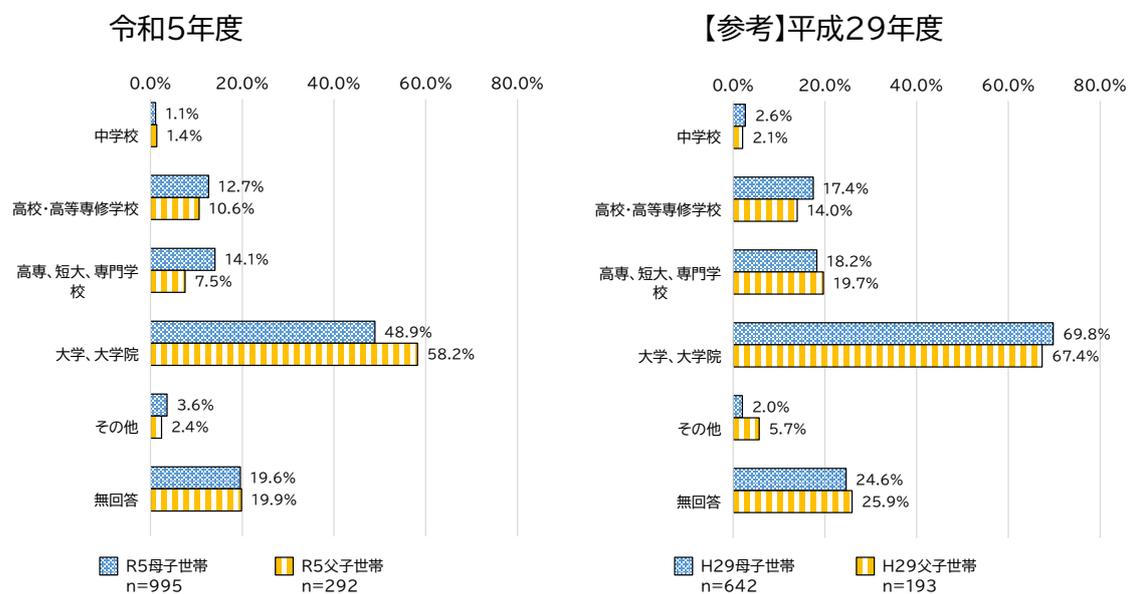
- 母子家庭では、「相手と関わりたくないから」が最も多く、以下「取り決めをしなくても交流できるから」「相手が親子交流*を希望しないから」で、2位と3位の移動はあったが上位3項目に変化はありません。また、平成29年度と比べて令和5年度では「相手と関わりたくないから」が10.2ポイント低くなっています。
- 父子家庭では平成29年度は「取り決めをしなくても交流できるから」「相手と関わりたくないから」「子どもが会いたがらないから」、令和5年度では「相手と関わりたくないから」「取り決めをしなくても交流できるから」「子どもが会いたがらないから」の順となっています。また、平成29年度と比べて令和5年度では「取り決めをしなくても交流できるから」が15.5ポイント低く、「子どもが会いたがらないから」が9.8ポイント高くなっています。
- 令和5年度調査では、母子家庭は父子家庭に比べて「相手が親子交流*を希望しないから」が16.4ポイント高くなっています。



*「親子交流」は平成29年度では「面会交流」と表記

10 母子家庭及び父子家庭の子どもの進学意向

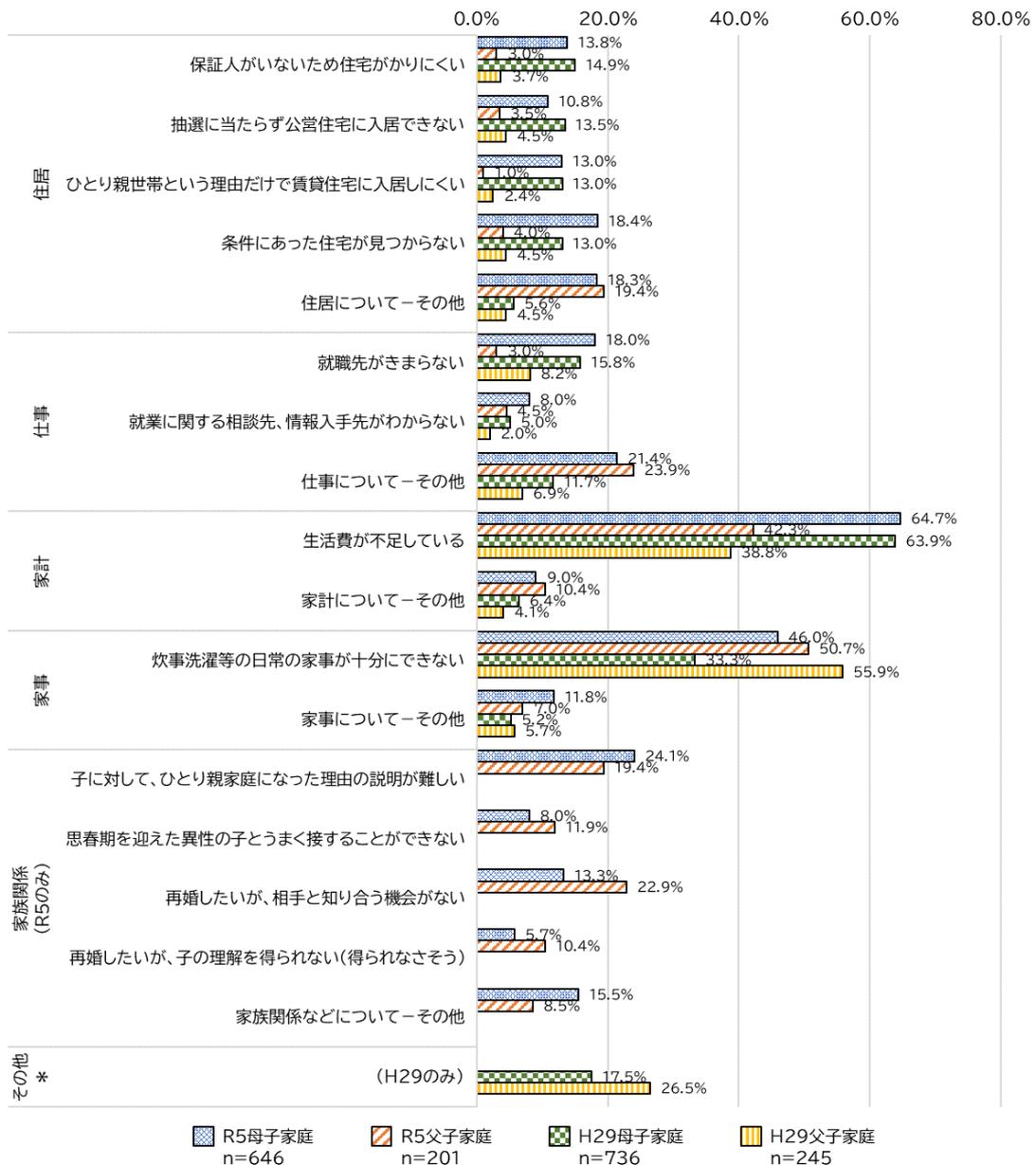
- 令和5年度で見ると、母子・父子家庭ともに「大学・大学院」が最も多くなっていますが、母子家庭に比べて父子家庭の割合が高くなっています。「高校・高等専修学校」、「高専、短大、専門学校」、「その他」ではいずれも母子家庭が父子家庭に比べて割合が高くなっています。



注) 令和5年度の母数は子の数(SA)であるのに対して、平成29年度の母数は、親の数(MA)になっており、単純に比較できないため、平成29年は参考として掲載

11 母子家庭及び父子家庭のひとり親になって困ったこと

- 平成 29 年度と令和 5 年度で選択肢が一部異なるため単純に比較はできませんが、母子家庭では、令和 5 年度は「生活費が不足している」「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」、「子に対して、ひとり親家庭になった理由の説明が難しい」、平成 29 年度は「生活費が不足している」「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」「就職先がきまらない」が上位 3 項目となっています。
- 父子家庭では同様に「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」「生活費が不足している」「仕事について－その他」、平成 29 年度では「炊事洗濯等の日常の家事が十分にできない」「生活費が不足している」「就職先がきまらない」が上位 3 項目となっています。



注)「家族関係」は令和5年度調査のみ、「その他」は平成 29 年度調査のみ

12 母子家庭及び父子家庭の相談相手の有無

- 母子家庭では、令和5年度、平成29年度ともに「相談できる相手がいる」が最も多くなっていますが、令和5年度は平成29年度の74.9%から11.4ポイント減少して63.5%となっています。
- 父子家庭についても、「相談できる相手がいる」が最も多く、令和5年度42.3%、平成29年度49.8%となっていますが、母子家庭と比べて数値は低くなっています。また、「必要ない」が平成29年度に比べて13.1ポイント増加し、令和5年度では34.3%となっています。

